

公立大学法人県立広島大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領（案）

広島県公立大学法人評価委員会

平成20年5月21日決定

平成21年7月27日改定

平成25年7月 日改定

（趣旨）

第1 この要領は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、広島県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（評価の基本方針）

第2 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から評価する。
- (2) 大学改革の推進に向けた教育研究の質的向上や運営の改善に資する観点から評価する。
- (3) 法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する。

（評価の方法）

第3 評価は、法人が提出する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

(1) 業務実績報告

各事業年度における業務の実績報告は、業務実績報告書（別記様式）によるものとし、次のとおり作成する。

- ① 法人は、年度計画を定めるに当たり、自己評価に係る精度の向上と客観性を確保するため、項目ごとに評価の標準とすべき規準（評価規準）及び評価の段階を判断すべき基準（評価基準）を定め、委員会に提出する。

なお、委員会での審議の実質化を図るため、評価規準及び評価基準を定める項目は、年度計画の重点項目及び数値目標が掲げられている項目に限ることができるものとする。

- ② 評価規準及び評価基準に従い、4、3、2、1の4段階で自己評価するとともに、「計画の進捗状況等」に計画の実施状況や今後の予定等を記載する。

評価は、次の4段階で評価することとする。

4…年度計画を上回って実施している。

3…年度計画を順調に実施している。

2…年度計画を十分に実施していない。

1…年度計画を大幅に下回っている。

- ③ 「年度業務実績に関する特記事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・ 先進的、特徴的な取組や特筆すべき優れた実績を上げた取組。
- ・ 前年度の評価結果が2又は1の項目についての改善状況。
- ・ 遅滞が生じている取組やその理由。
- ・ その他、法人が積極的に実施した取組。

(2) 項目別評価

① 小項目評価

ア 委員会の評価

委員会は、法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、事業の進捗状況及び成果等について項目ごとに評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載する。

イ 評価方法

評価は、法人の評価規準及び評価基準を踏まえ、4段階で評価するものとする。

4：年度計画を上回って実施している

3：年度計画を順調に実施している（達成度がおおむね9割以上）

2：年度計画を十分に実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）

1：年度計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）

② 大項目評価

評価は、法人の中期計画の大項目ごとの進捗状況について(2)の項目別評価と特記事項の記載結果を踏まえ、5段階で評価する。

S …特筆すべき進捗状況にある。（評価委員会が特に認める場合）

A …年度計画を順調に実施している。（すべて3～4）

B …年度計画をおおむね順調に実施している。（3～4の割合が90%以上）

C …年度計画の実施がやや遅れている。（3～4の割合が90%未満）

D …重大な改善事項がある。（評価委員会が特に認める場合）

※ 教育・研究等の質の向上に関する項目の評価は、教育研究の特性の配慮から、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的、客観的な進捗状況の評価を行う。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

(3) 全体評価

全体的評価は、進捗状況及び次の事項について総合的に記述式により評価するものとする。

- ① 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組
- ② 社会に開かれた大学運営を目指して、県民や社会に対する説明責任を重視した取組
- ③ 教育研究等の質を向上させ、県立広島大学の存在意義を高める特色ある取組
- ④ 地域貢献等における特色ある取組及び創意工夫について
- ⑤ 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組
- ⑥ その他必要と認められる事項について

(年度評価の進め方とスケジュール)

第4 委員会での評価結果の決定手順は、次のとおり。

項目	時期	業務内容等
年度終了	3月末	・年度事業の終了(法人)
評価準備	4月～6月	・業務実績報告書, 財務諸表作成(法人) ・現地視察等
実績報告	6月末	・業務実績報告書, 財務諸表等提出(法人) (年度終了後, 3ヶ月以内に提出)
評価	7月～8月	・業務実績検証(法人とのヒアリング) ・財務諸表検証 ・評価結果(案)作成 ・法人からの意見申出機会の付与 ・評価結果(最終案)作成 ・評価結果の決定
報告・公表	9月	・評価結果の知事への報告及び法人への通知 ・財務諸表意見聴取, 財務諸表承認

(業務実績報告の附属資料)

第5 年度評価を的確に実施するため、業務実績を客観的に証明する附属資料を業務実績報告書と併せて提出させる。提出する附属資料はおおむね次のとおりとする。

(1) 中期計画の数値目標に掲げている実績数値(経年比較)

(2) 基礎的業務実績数値(経年比較)

教員数・職員数(県派遣, 派遣, 契約), 教員一人当たりの学生数, 研究生等の在籍数(科目等履修生, 研究生, 研修生, 聴講生), 学部・大学院入試状況(募集定員・志願者数・志願倍率・入学人数), 各種プログラムの採択状況(申請件数・採択件数・金額), 公開講座の開催状況(開講予定数, 開講数, 受講者数, 受講料など), 産学連携の状況(技術相談件数など), 入試広報の状況(大学説明会参加者数, 高大連携状況など)

(3) その他, 業務実績に係る関係資料

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか, 評価の実施に関して必要な事項は, 委員会が別に定める。

附 則

この要領は, 平成20年5月21日から施行する。

附 則

この要領は, 平成21年7月27日から施行する。

附 則

この要領は, 平成25年7月 日から施行する。

別記様式（第3関係）

各事業年度に係る業務の実績に関する報告書

- 1 大学の概要
- 2 全体的な状況とその自己評価
- 3 項目別の状況

中期計画	年度計画	法人の自己評価		評価委員会評価	
		年度計画の進捗状況等	自己評価	委員会評価	特記事項
(項目)					
(中期目標)					

【年度業務実績に関する特記事項】

--	--

V 予算、収支計画及び資金計画

※第二期中期計画の区分に基づき、平成25年度から当該年度までの累計金額を記載すること。

1 予算（平成25年度から平成 年度）

(単位：百万円)

区 分	中期計画	金 額
収入		
運営費交付金収入		
学生納付金収入		
診療センター収入		
その他の自己収入		
目的積立金取崩		
外部資金収入		
補助金収入		
借入金収入		
計		

区 分	中期計画	金 額
支出		
人件費		
一般管理費		
教育研究経費		
教育研究支援経費		
学生支援経費		
診療経費		
外部資金事業費(受託等分)		
外部資金事業費(補助金分)		
施設整備費		
借入金償還金		
計		

2 収支計画（平成25年度から平成 年度）

(単位：百万円)

区 分	中期計画	金 額
費用の部		
経常費用		
業務費		
教育研究等経費		
外部資金等経費		
人件費		
一般管理費		
財務費用		
雑損		
減価償却費		
臨時損失		

区 分	中期計画	金 額
収入の部		
経常収益		
運営費交付金収益		
学生納付金収益		
外部資金等収益		
補助金等収益		
資産見返運営費交付金戻入		
資産見返物品受贈額戻入		
財務収益		
雑益		
臨時利益		
純利益		
目的積立金取崩額		
総利益		

3 資金計画（平成25年度から平成 年度）

（単位：百万円）

区 分	中期計画	金 額
資金支出		
業務活動による支出		
投資活動による支出		
財務活動による支出		
次期中期目標期間への繰越金		
資金収入		
業務活動による収入		
学生納付金収入		
外部資金収入		
運営費交付金収入		
雑収入		
投資活動による収入		
財務活動による収入		

VI 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実 績
1 短期借入金の限度 5億円		
2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び 事故の発生等により緊急に必要と なる対策費として借り入れること が想定される。		

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実 績
なし		

VIII 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実 績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。		

IX 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実 績
前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。		

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし		

○ 別表 (学部/学科, 研究科/専攻等)

学部, 研究科名	学科, 専攻名	収容定員 (a) (名)	収容数 (b) (名)	定員充足率 (b) / (a) × 100 (%)

○ 計画の実施状況等

公立大学法人県立広島大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領 新旧対照表 (案)

旧	新
<p>公立大学法人県立広島大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領</p> <p style="text-align: right;">広島県公立大学法人評価委員会 平成20年5月21日決定 平成21年7月27日改定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、広島県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(評価の基本方針)</p> <p>第2 評価は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から評価する。</p> <p>(2) <u>法人の先進的・特徴的な取組や運営の改善を積極的に評価する。</u></p> <p>(3) <u>再編統合と法人化を契機とする大学改革の取組を支援する観点から評価する。</u></p> <p>(4) <u>法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する。</u></p> <p>(評価の方法)</p> <p>第3 評価は、<u>教育研究等の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善等の項目のうち、法人が明確にする取組優先順位の高い項目を重点的に評価することとし、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。</u></p> <p>(1)業務実績報告 各事業年度における業務の実績報告は、業務実績報告書（別記様式）によるものとし、次のとおり作成する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>法人は、自己点検・評価結果を踏まえて、年度計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、年度計画各項目の業務実績を過年度との比較を含めて記載し、当該項目ごとに4、3、2、1の4段階で自己評価するとともに、計画の実施状況等、今後の予定を記載する。</u></p>	<p>公立大学法人県立広島大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領</p> <p style="text-align: right;">広島県公立大学法人評価委員会 平成20年5月21日決定 平成21年7月27日改定 <u>平成25年7月 日改定</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 (変更なし)</p> <p>(評価の基本方針)</p> <p>第2 評価は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から評価する。</p> <p>(2) <u>大学改革の推進に向けた教育研究の質的向上や運営の改善に資する観点から評価する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3) 法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する。</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第3 評価は、<u>法人が提出する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。</u></p> <p>(1) 業務実績報告 各事業年度における業務の実績報告は、業務実績報告書（別記様式）によるものとし、次のとおり作成する。</p> <p>① <u>法人は、年度計画を定めるに当たり、自己評価に係る精度の向上と客観性を確保するため、項目ごとに評価の標準とすべき規準（評価規準）及び評価の段階を判断すべき基準（評価基準）を定め、委員会に提出する。</u> <u>なお、委員会での審議の実質化を図るため、評価規準及び評価基準を定める項目は、年度計画の重点項目及び数値目標が掲げられている項目に限ることが出来るものとする。</u></p> <p>② <u>評価規準及び評価基準に従い、4、3、2、1の4段階で自己評価するとともに、「計画の進捗状況等」に計画の実施状況や今後の予定等を記載する。</u></p>

評価は、次の4段階で評価することとする。

- 4…年度計画を上回って実施している。
- 3…年度計画を順調に実施している。
- 2…年度計画を十分に実施していない。
- 1…年度計画を大幅に下回っている。

なお、法人は、項目の重要性等を勘案して、全体の1割程度に2段階のウェイト付けを行うことができる。

特記事項欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組。
- ② 先進的、特徴的な取組や特筆すべき優れた実績を上げた取組。
(新設)
- ③ 遅滞が生じている取組やその理由。
- ④ その他、法人が積極的に実施した取組。

(2) 項目別評価

① 小項目評価

ア 委員会の評価

委員会は、法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、事業の進捗状況及び成果等について項目ごとに評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載する。

イ 評価方法

評価は、法人の自己評価と同じ4段階で評価するものとする。

- 4：年度計画を上回って実施している
- 3：年度計画を順調に実施している（達成度がおおむね9割以上）
- 2：年度計画を十分に実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）
- 1：年度計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）

② 大項目評価

評価は、法人の中期計画の大項目ごとの進捗状況について(2)の項目別評価と特記事項の記載結果を踏まえ、5段階で評価する。

- S…特筆すべき進捗状況にある。(評価委員会が特に認める場合)
- A…年度計画を順調に実施している。(すべてⅢ～Ⅳ)
- B…年度計画をおおむね順調に実施している。(Ⅲ～Ⅳの割合が90%以上)
- C…年度計画をやや遅れている。(Ⅲ～Ⅳの割合が90%未満)
- D…重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)

なお、法人が項目の重要性等を勘案して付けたウェイトを勘案した上で評価する。

※ 教育・研究等の質の向上に関する項目の評価は、教育研究の特性の配慮から、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的、客観的な進捗状況の評価を行う。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

評価は、次の4段階で評価することとする。

- 4…年度計画を上回って実施している。
- 3…年度計画を順調に実施している。
- 2…年度計画を十分に実施していない。
- 1…年度計画を大幅に下回っている。

(削除)

③ 「年度業務実績に関する特記事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
(削除)

- ・ 先進的、特徴的な取組や特筆すべき優れた実績を上げた取組。
- ・ 前年度の評価結果が2又は1の項目についての改善状況。
- ・ 遅滞が生じている取組やその理由。
- ・ その他、法人が積極的に実施した取組。

(2) 項目別評価

① 小項目評価

ア 委員会の評価

委員会は、法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、事業の進捗状況及び成果等について項目ごとに評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載する。

イ 評価方法

評価は、法人の評価規準及び評価基準を踏まえ、4段階で評価するものとする。

- 4：年度計画を上回って実施している
- 3：年度計画を順調に実施している（達成度がおおむね9割以上）
- 2：年度計画を十分に実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）
- 1：年度計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）

② 大項目評価

評価は、法人の中期計画の大項目ごとの進捗状況について(2)の項目別評価と特記事項の記載結果を踏まえ、5段階で評価する。

- S…特筆すべき進捗状況にある。(評価委員会が特に認める場合)
- A…年度計画を順調に実施している。(すべて3～4)
- B…年度計画をおおむね順調に実施している。(3～4の割合が90%以上)
- C…年度計画の実施がやや遅れている。(3～4の割合が90%未満)
- D…重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)

(削除)

※ 教育・研究等の質の向上に関する項目の評価は、教育研究の特性の配慮から、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的、客観的な進捗状況の評価を行う。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

(3) 全体評価

全体的評価は、進捗状況及び次の事項について総合的に記述式により評価するものとする。

- ① 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組みについて
- ② 社会に開かれた大学運営を目指して、県民や社会に対する説明責任を重視した取組みについて
- ③ 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組み及び創意工夫について
- ④ 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組みについて
- ⑤ 自己点検・評価及び情報公開に関する取組みについて
- ⑥ その他必要と認められる事項について

(年度評価の進め方とスケジュール)

第4 委員会での評価結果の決定手順は、次のとおり。

項目	時期	業務内容等
年度終了	3月末	・年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	・業務実績報告書，財務諸表作成（法人） ・現地視察等
実績報告	6月末	・業務実績報告書，財務諸表等提出（法人） （年度終了後，3ヶ月以内に提出）
評価	7月～8月	・業務実績検証（法人とのヒアリング） ・財務諸表検証 ・評価結果（案）作成 ・法人からの意見申出機会の付与 ・評価結果（最終案）作成 ・評価結果の決定
報告・公表	9月	・評価結果の知事への報告及び法人への通知 ・財務諸表意見聴取，財務諸表承認

(業務実績報告の附属資料)

第5 年度評価を的確に実施するため、業務実績を客観的に証明する附属資料を業務実績報告書と併せて提出させる。提出する附属資料はおおむね次のとおりとする。

- (1) 大項目の記載事項に関するもの
- (2) 数値目標を掲げている項目及び基礎的業務実績数値（経年比較できるようにすること）

教員数・職員数（県派遣，派遣，契約），教員一人当たりの学生数，留学生数（学部・大学院），研究生等の在籍数（科目等履修生，研究生，研修生，聴講生），学部・大学院入試状況（募集定員・志願者数・志願倍率・入学者数），就職状況（就職者数・就職率），進学状況（進学者数・進学率），国家試験等（看護師・理学療法士，作業療法士など）の状況，科学研究費補助金採択状況（申

(3) 全体評価

全体的評価は、進捗状況及び次の事項について総合的に記述式により評価するものとする。

- ① 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組
- ② 社会に開かれた大学運営を目指して、県民や社会に対する説明責任を重視した取組
- ③ 教育研究等の質を向上させ、県立広島大学の存在意義を高める特色ある取組
- ④ 地域貢献等における特色ある取組及び創意工夫
- ⑤ 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組
- ⑥ その他必要と認められる事項について

(削除)

(年度評価の進め方とスケジュール)

第4 委員会での評価結果の決定手順は、次のとおり。

項目	時期	業務内容等
年度終了	3月末	・年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	・業務実績報告書，財務諸表作成（法人） ・現地視察等
実績報告	6月末	・業務実績報告書，財務諸表等提出（法人） （年度終了後，3ヶ月以内に提出）
評価	7月～8月	・業務実績検証（法人とのヒアリング） ・財務諸表検証 ・評価結果（案）作成 ・法人からの意見申出機会の付与 ・評価結果（最終案）作成 ・評価結果の決定
報告・公表	9月	・評価結果の知事への報告及び法人への通知 ・財務諸表意見聴取，財務諸表承認

(業務実績報告の附属資料)

第5 年度評価を的確に実施するため、業務実績を客観的に証明する附属資料を業務実績報告書と併せて提出させる。提出する附属資料はおおむね次のとおりとする。

- (1) 中期計画の数値目標に掲げている実績数値（経年比較）
- (2) 基礎的業務実績数値（経年比較）

教員数・職員数（県派遣，派遣，契約），教員一人当たりの学生数，研究生等の在籍数（科目等履修生，研究生，研修生，聴講生），学部・大学院入試状況（募集定員・志願者数・志願倍率・入学者数），各種プログラムの採択状況（申請件数・採択件数・金額），公開講座の開催状況（開講予定数，開講数，受講者数，受講料など），産学連携の状況（技術相談件数など），入試広報の状況（大学説明会参加者数，高大連携状況など）

〇〇〇に関する特記事項

--	--

【年度業務実績に関する特記事項】

--	--

VI 予算、収支計画及び資

中期計画	年度計画	実績	

V 予算、収支計画及び資金計画

※第二期中期計画の区分に基づき、平成25年度から当該年度までの累計金額を記載すること。

1 予算（平成25年度から平成 年度）

（単位：百万円）

区 分	中期計画	金 額
収入		
運営費交付金収入		
学生納付金収入		
診療センター収入		
その他の自己収入		
目的積立金取崩		
外部資金収入		
補助金収入		
借入金収入		
計		

区 分	中期計画	金 額
支出		
人件費		
一般管理費		
教育研究経費		
教育研究支援経費		
学生支援経費		
診療経費		
外部資金事業費(受託等分)		
外部資金事業費(補助金分)		
施設整備費		
借入金償還金		

計	31,581	
---	--------	--

2 収支計画 (平成25年度から平成 年度)

(単位：百万円)

区 分	中期計画	金 額
費用の部		
経常費用		
業務費		
教育研究等経費		
外部資金等経費		
人件費		
一般管理費		
財務費用		
雑損		
減価償却費		
臨時損失		

区 分	中期計画	金 額
収入の部		
経常収益		
運営費交付金収益		
学生納付金収益		
外部資金等収益		
補助金等収益		
資産見返運営費交付金戻入		
資産見返物品受贈額戻入		
財務収益		
雑益		
臨時利益		
純利益		
目的積立金取崩額		
総利益		

3 資金計画 (平成25年度から平成 年度)

(単位：百万円)

区 分	中期計画	金 額
資金支出		
業務活動による支出		
投資活動による支出		
財務活動による支出		
次期中期目標期間への繰越金		
資金収入		
業務活動による収入		
学生納付金収入		
外部資金収入		
運営費交付金収入		
雑収入		
投資活動による収入		
財務活動による収入		

Ⅶ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1 短期借入金の限度額	1 短期借入金の限度額		
2 想定される理由	2 想定される理由		

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供

中期計画	年度計画	実績	

Ⅸ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	

X 県の規則で定める業務運営に関する事項

積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績	

その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績	

○ 別表 (学部の学科, 研究科の専攻)

学部, 研究科名	学科, 専攻名	収容定員 (a) (名)	収容数 (b) (名)	定員充足率 (b) / (a) × 100 (%)

○ 計画の実施状況等

Ⅵ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度 5億円		
2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。		

Ⅶ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし		

Ⅷ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。		

Ⅸ 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。		

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし		

○ 別表 (学部の学科, 研究科の専攻等)

学部, 研究科名	学科, 専攻名	収容定員 (a) (名)	収容数 (b) (名)	定員充足率 (b) / (a) × 100 (%)

○ 計画の実施状況等